

筑紫野市避難行動要支援者 支援制度のご案内

- ✓ 名簿提供の同意
 - ✓ 個別避難計画の作成
- ご協力をお願いします

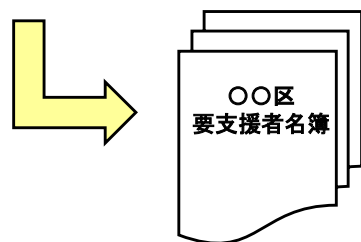


災害時に自力で避難することが難しい方(避難行動要支援者)を対象に、避難先の確認や日頃の見守り活動などを行うことにより、災害時において地域の助け合いによる支援を可能な範囲で行うための制度です。
避難行動要支援者名簿や個別避難計画を、地域の避難支援等関係者(民生委員、行政区、自主防災組織など)へ情報提供するため同意書の提出が必要です。

対象となる方・・・「避難行動要支援者」

- ・要介護3以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳(視覚・聴覚・肢体不自由)の等級が1級又は2級の方
- ・療育手帳Aの交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・市の生活支援を受けている指定難病患者の方
- ・その他市が必要と認める方

※施設に入所等されている方は、施設が避難支援を担うため対象外です。



避難行動要支援者名簿

対象となる方のうち、制度利用の登録を希望される方について、日頃からの見守り活動などの支援を行うために名簿を作成します。
災害時の安否確認や支援が必要なときには、地域の避難支援等関係者のに加え、消防や警察へも情報を提供します。

より避難支援を受けやすくするために・・・

同意書には、災害時の避難先や支援方法などの情報を記入いただきます。必要に応じて、ご家族や支援してくれる方と話し合って、作成しましょう。(様式は同封してある書類をご使用ください。)
災害が発生した時に、避難の実効性を高めることができます。

個別避難計画書

同意書に記入いただいた情報をもとに作成します。作成した計画書は、ご本人にお送りするほか、地域の避難支援等関係者へ共有し、日頃の見守り活動や災害時の安否確認、避難支援に活用します。

避難するときに協力してくれる
避難支援等関係者



自分の住まいは安全な場所か
ハザードマップの確認

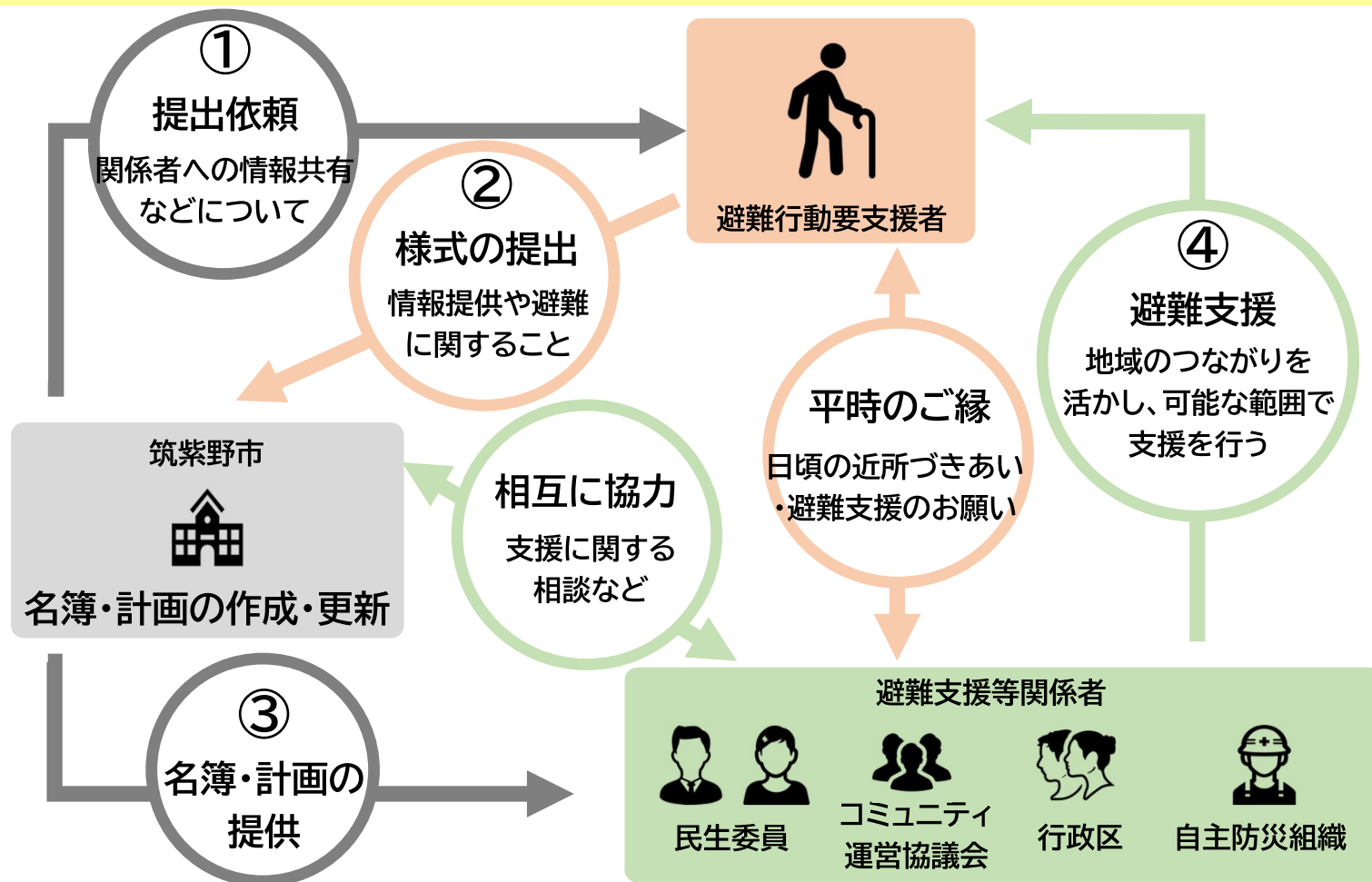


もしもの時に連絡するための
緊急時連絡先

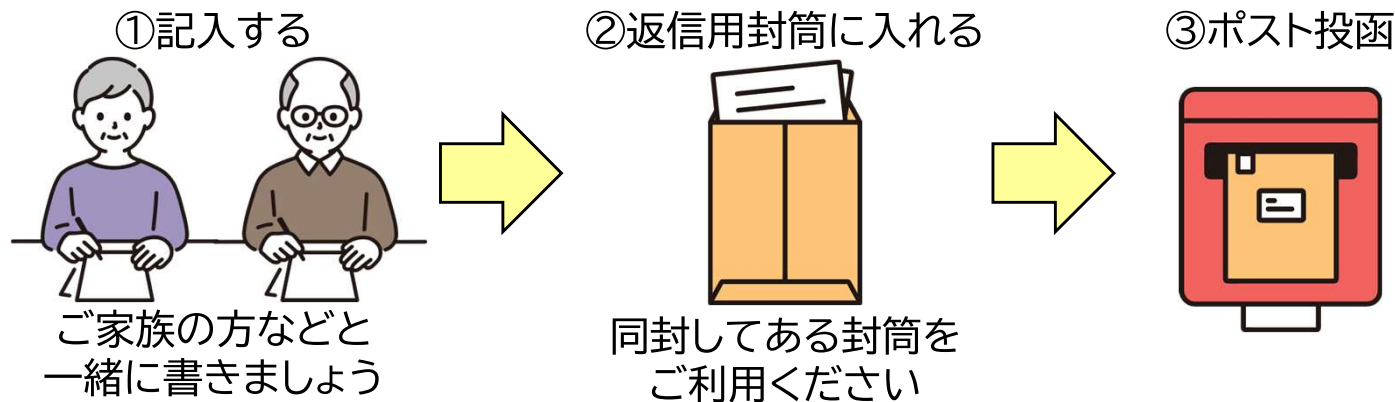


避難支援を受けやすくするためには、同意書の提出が必要です。
お問い合わせ先や提出方法等は裏面に記載しております。

制度のイメージ



提出の流れ



注意事項

- ・避難行動要支援者が次のいずれかに該当する場合は、登録を終了します。
(死亡、市外への転出、入院・入所などにより約1年間不在となる場合 など)
- ・災害時等要援護者支援制度は、令和8年度末で廃止され、本制度へ移行します。登録している方は同意書を提出いただくことで、引き続き支援を受けることができます。
- ・災害の規模によっては、支援者自身が動けない場合もあります。本制度は少しでも避難の可能性を高めるための地域のつながりづくりを目的としています。お互いに助け合える関係を、普段から一緒に考えていきましょう。

【問い合わせ先】

危機管理課 ☎092-557-5111
生活福祉課 ☎092-557-5127
高齢者支援課 ☎092-557-5130

※お問い合わせ内容によっては、
関係部署へおつなぎする場合があります。